

～ 盛土規制法の規制開始に伴う届出のお知らせ ～

埼玉県では**令和7年7月1日***から

盛土規制法の規制が始まります



*政令指定都市・中核市（さいたま市、川越市、川口市、越谷市）は、令和7年5月26日から規制開始

1 盛土規制法に基づく届出

**令和7年6月30日以前に盛土・切土工事に着手、
又は土石の堆積を実施している場合は、
盛土規制法に基づく**届出が必要**です**（法第21条第1項・法第40条第1項）

※他法令で許可を受けた工事等（都市計画法の開発許可・土砂条例の許可等）も届出が必要です

届出期間

令和7年7月1日（火）



令和7年7月22日（火）

※法令により、規制開始から21日以内に届出が必要

2 届出が必要な盛土等

（1）土地の形質変更（盛土・切土） 例 ●宅地の造成や太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが 1m超 の崖を 生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を 生ずるもの	③盛土と切土を同時にを行い、 高さが 2m超 の崖 を生ずるもの（①②を除く）	④盛土で高さが 2m超 となる もの（①③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が 500㎡超 となる もの（①～④を除く）

「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます

（2）一時的な土石の堆積 例 ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの（⑥を除く）



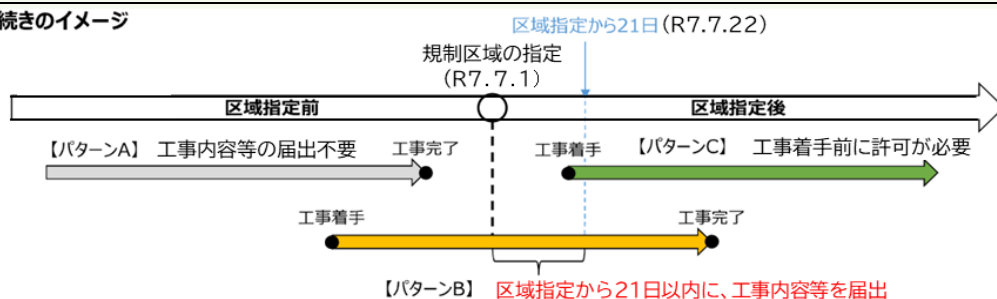
※ 上記⑤の土地の形質変更や⑦の土石の堆積のうち、前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないものは届出対象外

3 令和7年7月1日をまたぐ工事

【パターンB】6月30日以前に工事着手し、7月1日以降も工事を継続する場合は、**届出が必要**

【パターンC】6月30日以前に他法令の許可等を得ているが、工事着手が7月1日以降となる場合は
工事着手前に盛土規制法の許可が必要

■手続きのイメージ



※「**工事着手**」とは、
工事現場において
土地の形質変更や
土石の堆積が行われ
ていることをいい、資材
の搬入や契約の締結
ではありません

(1) 土地の形質変更（盛土・切土）

(2) 一時的な土石の堆積（注）

（盛土・切土）の高さや面積	提出書類
①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	(1) 工事の届出書
②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
③盛土と切土を同時に行い高さが2m超の崖を生ずるもの（①②除く）	
④盛土で高さが2m超となるもの（①③除く）	
⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④除く）	
⑥盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	(1) 工事の届出書 (2) 位置図 (3) 地形図 (4) 土地の平面図 (5) 写真
⑦切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	
⑧盛土と切土を同時に行い高さ5m超の崖を生ずるもの（⑥⑦除く）	
⑨盛土で高さが5m超となるもの（⑥⑧除く）	
⑩盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（⑥～⑨除く）	

最大時に堆積する高さや面積	提出書類
①最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	(1) 工事の届出書
②最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの（①除く）	
③最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの	(1) 工事の届出書 (2) 位置図 (3) 地形図 (4) 土地の平面図 (5) 写真
④最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの（③除く）	

(注) ・最大堆積時の高さ・面積・土量を記載
・現に土石の堆積に使用している土地の範囲で行う土石の堆積が対象

- 明示する事項
- ▶位置図

▶地形図

▶土地の平面図

▶写 真
- ：縮尺、方位、道路及び目標となる地物がわかるもの
- ：縮尺、方位及び土地の境界線がわかるもの
- ：縮尺、方位及び土地の境界線等がわかるもの（土地の形質の変更）盛土・切土する部分、崖、擁壁の位置 等（土石の堆積）堆積した土砂の崩壊を防止するための措置の内容、空地の位置 等
- ：土地及びその付近の状況が明らかなもの

※詳細は、[県ホームページ](#)
「許可申請等の解説（令和7年6月版）第1編第4章第3節」

- ※ 虚偽の届出をした場合には罰則の規定があります
- ※ 土地所有者・管理者等は、その土地を常に安全な状態に維持するため、危険な盛土等と判断される場合は、改善命令の対象となります

5 提出方法

「**電子申請・届出サービス**」を利用した届出書の提出をお願いします
(紙で届出書を作成し、下記6の各環境管理事務所に持参により提出することもできます)

6 提出先

窓口	管轄市町村	連絡先
中央環境管理事務所	鴻巣市・上尾市・蕨市・戸田市・桶川市・北本市・伊奈町	さいたま市浦和区北浦和5-6-5（電話：048-822-5199）
西部環境管理事務所	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・日高市・ふじみ野市・三芳町	川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4階（電話049-244-1250）
東松山環境管理事務所	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・吉見町・滑川町・嵐山町・小川町・毛呂山町・越生町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村	東松山市六軒町5-1（電話：0493-23-4050）
秩父環境管理事務所	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町	秩父市東町29-20（電話：0494-23-1511）
北部環境管理事務所	熊谷市・深谷市・本庄市・美里町・上里町・神川町・寄居町	熊谷市末広3-9-1（電話：048-523-2800）
越谷環境管理事務所	草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町	越谷市越ヶ谷4-2-82（電話：048-966-2311）
東部環境管理事務所	行田市・加須市・春日部市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町	杉戸町清地5-4-10（電話：0480-34-4011）

7 届出内容の公表

届出書に記載された情報は、法の規定により県ホームページで公表します

届出に関する手続きの詳細は、[県ホームページ](#)でご確認ください

埼玉県盛土

検索

<https://www.pref.saitama.lg.jp/all02/kouhukin/kouhukin.html>
埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当（電話：048-830-5336）